

松山市 EV カーシェアリング導入実証業務委託 仕様書

1 業務名

松山市 EV カーシェアリング導入実証業務委託

2 目的

国は2020年12月に自動車の電動化目標を大幅に前倒し、2035年までに100%電動化を進め、ガソリン車の新車販売を禁止することを決めており、移動の脱炭素化の大きな転換を迎えている。

また、本市は運輸部門から排出される温室効果ガスが最も多く、当該部門での削減対策が喫緊の課題となっている。

そこで、本事業では、電気自動車（EV）を2台導入し、オフグリッド型カーポートで発電した太陽光由来の電力で、平日は職員の利用、また、休日は市民による日常での気軽な利用や観光客の利用によるEVカーシェアリングを実施することで、移動の脱炭素化及び市民等のEVに対する理解や環境配慮を促進することを目的とする。

3 履行場所

松山市役所 第4別館南駐車場（松山市三番町6丁目6-1）

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、EVカーシェアリングの導入期間は、令和5年1月1日から令和6年3月31日まで

5 業務内容

平日は職員が利用し、休日（土日・祝日）は、市民や観光客等が利用するEVカーシェアリングの実証事業を行い、実施にあたっては、システムの設計、車両等の設備導入、点検・管理等を行うこと。

（1）車両の調達

電気自動車2台を調達すること。また、ここでいう電気自動車は、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「令和4年度補正CEV補助金」事業での補助対象の国産の自動車とする。

（2）車両等の管理

車両等の管理は、次に掲げる事項を満たすこと。

- ①施錠及び解錠、Webやアプリ等による予約管理、車両管理、利用者情報管理等は、既存のシステムを活用すること。
- ②料金の支払いは、上記①と連動させたシステムを活用すること（5（5）のとおり）。
- ③事故に備えて車両に関する保険（自賠責保険及び任意保険等）に加入すること。
- ④定期的に保守点検を行うこと。
- ⑤問い合わせや車両トラブル等が発生した場合の対応、サポート業務を行うこと。

⑥職員利用の「乗車前」、「乗車後」のアルコール検査の運用方法は、松山市担当者と協議して、確実に検査できる実施体制とすること。

⑦その他、車両の運用管理等に必要な業務を行うこと。

(3) 充電設備及びオフグリッド型カーポートの調達

車両を充電する設備及びオフグリッド型カーポートを調達し、自家発電で電力会社からの送電に頼らない方法で本事業を実施すること。

なお、本業務でカーポート等の施設を設置する場合、建築基準法第 6 条に基づき、建築確認申請を行い、確認済証の交付を受けること（本設置場所は、準防火地域内のため、10m²未満でも申請が必要）。

(4) 充電設備及びオフグリッド型カーポートの撤去

実証事業終了後、車両を充電する設備及びオフグリッド型カーポートは速やかに撤去し、原状回復すること。

(5) 料金の支払方法

利用料の支払い方法については既存のシステムを活用すること。平日の職員利用については無償とし、休日（土日・祝日等）の市民や観光客等の利用は有償とする。アプリ等によるシステム内での支払方法とし、支払いは現金ではなく電子マネーやクレジットカード決済等によるものとする。また、個人情報の取扱いには特に注意し、利用アプリ内等で同意を得るような仕組みとすること。

(6) EV カーシェアリングによるデータ集計及び報告

EV カーシェアリングの利用状況について毎月集計を行い、結果をまとめた上で、翌月 10 日までに、松山市に対し報告すること。

(7) 利用促進に向けた啓発活動

近隣のホテル等の宿泊施設において周知するなど、市民や観光客等に向けた利用促進の啓発活動を実施し、利用率の増加に努めること。

(8) 事故の発生や利用者からの問い合わせ等の対応

事故の発生や利用者からの問い合わせ等に対し、事前に体制を整え、発生時には迅速に対応にあたること。

(9) 走行時における温室効果ガス排出量の比較

受託者は、事業実施前に、EV とガソリン車の走行時における温室効果ガス排出量の削減見込量を算出して比較すること。また、実際の削減量を業務完了時に報告すること。削減量については、走行距離に対して必要なガソリン及び空調設備の利用から二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、パーフルオロカーボン (PFC)、一酸化二窒素 (N₂O) を換算すること。

(10) 協議・打合せ

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、松山市担当者と協議・打合せ（1回程度）を行うこと。

6 提出書類

業務の着手及び完了にあたり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務責任者通知書
- (4) 業務完了報告書
- (5) 成果品（7のとおり）

7 成果品の内容等

成果品として次の書類をとりまとめ、出力した書類1部及び電子データ1部（CD-R）を提出すること。

- (1) EVカーシェアリング結果報告書
- (2) EVカーシェアリング実証による効果試算の整理資料一式
- (3) その他市が必要とするもの

8 検査

- (1) 本業務は、成果品等を作成・納品し、松山市の検査合格後、完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正し、必要な措置をとらなければならない。業務完了後、引渡し後であっても同様とする。
- (3) 検査及び訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

9 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報について、他に漏えいまたは引用してはならない。なお、業務終了後または解除後も同様とする。

10 個人情報保護

受託者は、この業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、業務終了後または解除後も同様とする。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、松山市と受託者で協議の上、決定するものとする。